

茨城労働局発表
令和7年5月2日（金）

【照会先】
茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 土井 昌利
(直通電話) 029(224)6215

職場における熱中症予防対策の徹底を推進

～「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」展開中～

気温と湿度が上昇するこれからの季節は、職場においても熱中症が発生しやすくなり、熱中症予防対策を講じることは極めて重要です。

茨城県内の熱中症による死亡災害は令和3年に1人、令和4年に3人、令和5年に1人、令和6年に3人と4年連続で発生しており、十分な警戒が必要です（別添1）。

熱中症による休業4日以上之死傷災害は、令和6年に44人発生し、前年比で+14人と大幅に増加した結果、茨城県内での過去最多人数を更新しています。発生月別では7月が23人と最も多く、次に8月が14人となっており、この時期に集中して発生する傾向にあります（別添2）。

これらを踏まえ、茨城労働局（局長 佐藤 悦子）では、職場における熱中症予防対策を徹底するため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」*1を5月から9月まで展開し、当該キャンペーン期間中の7月を重点取組期間として、暑さ指数（WBGT値）*2の把握や作業時間の短縮などの熱中症予防対策について、事業場及び関係労働者に対し周知・啓発を行います（別添3）。

*1 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」では、暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して、医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、を重点としています。

*2 暑さ指数（WBGT値）とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値のことです。

別添1 茨城県内における熱中症による死亡災害発生状況
（令和4年～令和6年）

別添2 茨城県内における熱中症による死傷災害発生状況

別添3 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット

厚生労働省 職場における熱中症予防情報 二次元コード



茨城県内における熱中症による死亡災害発生状況（令和4年～令和6年）

No 発生年月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	災害の概要
No 1 令和4年6月 10時から11時	作業者 50歳代 16年	土木工事業	国道の歩道脇において、コンクリートブロックの設置作業中、めまいの症状を示したため、休息したものの回復しないまま意識不明となり、病院に搬送されたが、約2か月後、熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は37.1度を記録していた。
No 2 令和4年7月 10時から11時	作業者 20歳代 1年	その他の建設業	太陽光発電所建設工事現場で、朝から太陽光発電施設の架台組立、パネル設置の作業を行っていたが、午前の休憩後に体調不良となり病院に搬送され、翌日、熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は34.4度を記録していた。
No 3 令和4年8月 15時から16時	販売店員 50歳代 11年	小売業	ガソリンスタンドにおいて、午前中から給油、洗車作業を行い、午後になって洗濯したウエスを干す作業をしていたところ、倒れているのを発見された。病院に救急搬送されたが熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は36.1度を記録していた。
No 4 令和5年7月 14時から15時	作業者 20歳代 0か月	土木工事業	駐車場の舗装工事において、午前8時から資材等を運搬する作業に従事していたが、午後2時頃に気分が悪くなり、車内で休憩していた。その後、病院へ搬送されたが熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は32.0度を記録していた。
No 5 令和6年7月 17時～18時	作業者 40歳代 1か月	農業	畑の除草後、体調不良となり、病院へ搬送したが、数週間後に熱中症により死亡した。 当日の最高気温は37.2度を記録していた。
No 6 令和6年7月 11時～12時	作業者 40歳代 25年	その他の事業 —その他	道路の測量中、急に気分が悪くなったため、救急搬送されたが、熱中症により18日後に死亡した。 当日の最高気温は33.4度を記録していた。
No 7 令和6年8月 12時～13時	その他の職種 60歳代 50年	特定貨物自動車運送業	被災者は、トラックの荷台から荷物を下ろしていたところ、急に気分が悪くなり倒れこんだため、救急搬送されたが、熱中症により死亡した。 当日の最高気温は32.6度を記録していた。

茨城県内における熱中症による死傷災害発生状況

R6.12月末速報

熱中症 月別発生状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
H27年	1			8	4			13
28年			1	4	3	2		10
29年		2		3	(1) 6			(1) 11
30年	1		5	14	7			27
R1年		2		(1) 10	11	3		(1) 26
2年			4		13	4		21
3年			1	(1) 6	6			(1) 13
4年			(1) 10	(1) 10	(1) 14	1		(3) 35
5年			2	(1) 15	12	1		(1) 30
6年速報			3	(2) 23	(1) 14	4		(3) 44
計	2	4	(1) 26	(6) 93	(3) 90	15		(10) 230

()は死亡災害で内数である

令和6年 業種別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
製造業			1	2	3	1		7
建設業				3		1		4
運送業			2	4	(1) 6	1		(1) 13
農林・畜産業				(1) 2		1		(1) 3
商業				2				2
保健衛生業				1				1
接客娯楽業				1				1
清掃業				1	1			2
警備業				2	3			5
その他の事業				(1) 5	1			(1) 6
計			3	(2) 23	(1) 14	4		(3) 44

令和6年 年齢別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
～19歳								
20～29歳								7
30～39歳								7
40～49歳	(2)							15
50～59歳								4
60歳～	(1)							11
計	(3)							44

外国人労働者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
R1年								
2年								2
3年								
4年								1
5年			(1)					1
6年			(1)					2
計			(2)					6

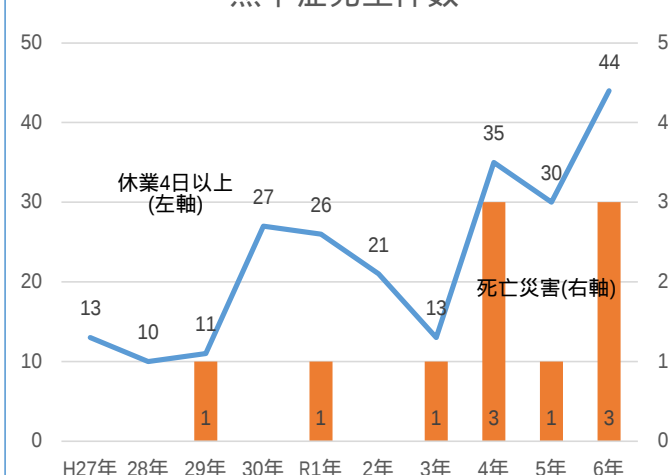
令和6年 時間帯別

9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	
6	4	(1) 5	(1) 5	1	
14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
10	3	3	(1) 2	5	(3) 44

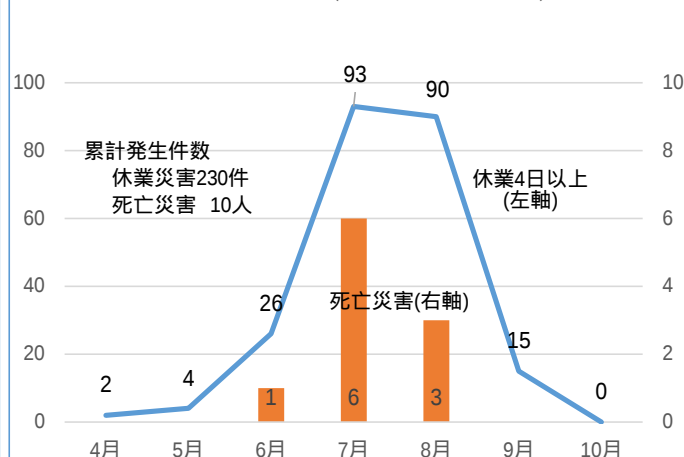
監督署別発生状況

	H27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
水戸	1	2	3	3	2	4	3	9	5	11	43
日立				1	2				1	2	6
土浦	6	4	2	7	5	5	5	3	4	9	50
筑西	2			3	2	2	1	4	5	4	23
古河		1	1	2	3		1	5	3	2	18
常総	2			3	4	1	1	6	3	5	25
龍ヶ崎	1	1	5	5	4	6		5	6	10	43
鹿嶋	1	2		3	4	3	2	3	3	1	22
合計	13	10	11	27	26	21	13	35	30	44	230

熱中症発生件数



熱中症発生状況（月別：過去10年間）





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

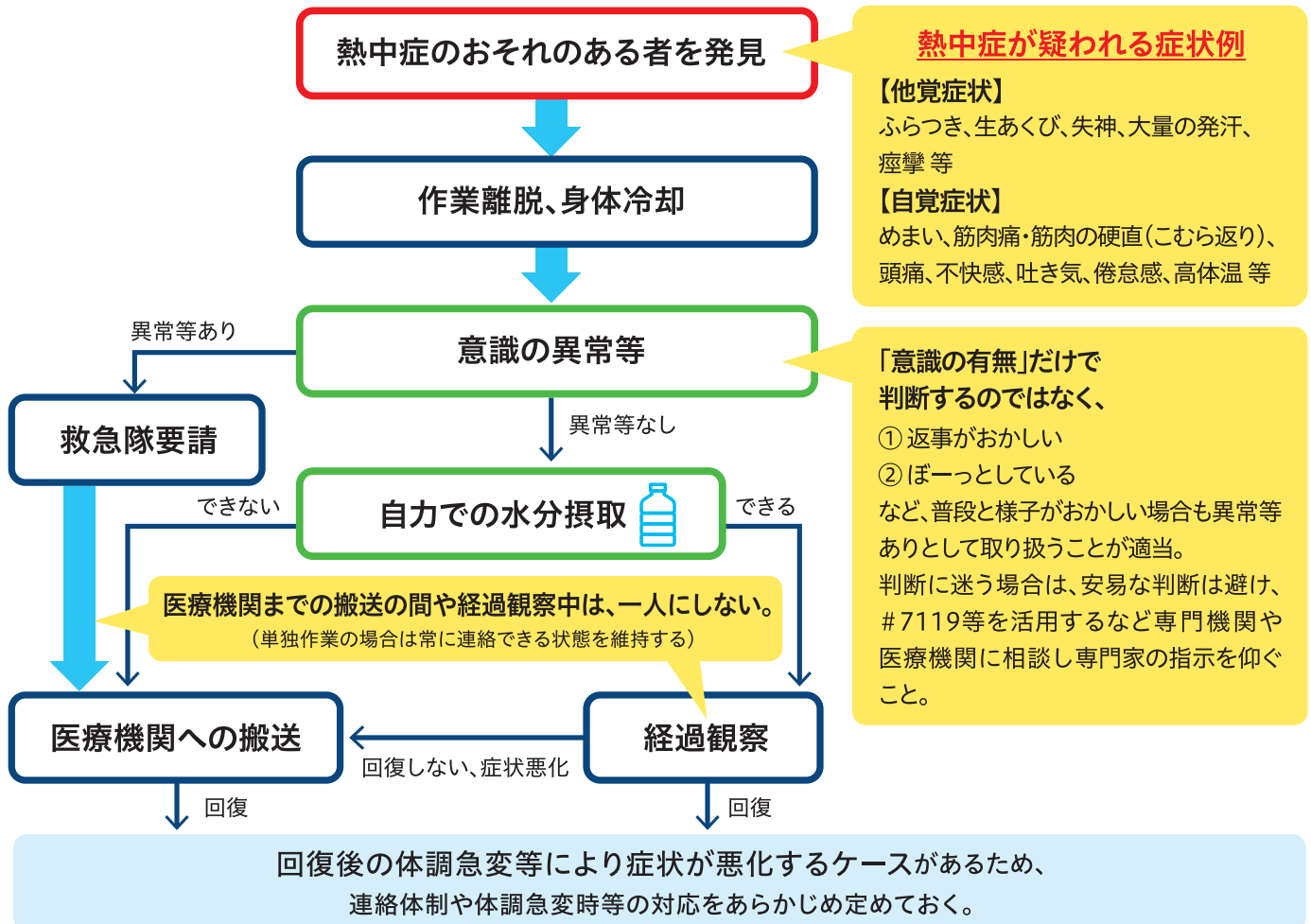
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

